

## 子育て応援定期積金

### 【商品説明書】

(平成22年5月6日適用)

1. 商品名	子育て応援定期積金 (1) 定額式: 毎回の掛け金を一定とする方式。 (2) 目標式: 満期受取額を50万円、100万円などの切れの良い目標額とする方式。 ただし掛金の端数を初回掛金で調整し、毎回掛金は一定額となります。
2. ご利用いただける方	●子ども手当を受給する子どもを監護する者(子どもの父母、その他生計を同じくする者)で、かつ、子ども手当振込をJA口座にご指定いただいた方。 ※子ども手当の受取をJA口座に指定していることがわかる書類をご提示いただきます。 ※子ども手当の既受給者は、「子ども手当受取口座の預貯金通帳」(子ども手当の振込みが確認できる通帳)をご提示いただきます。
3. 期間	●1年以上10年以内(月単位)。
4. ご契約金額	●10万円以上300万円以下。
5. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	●契約期間内で掛金を分割払込。 ●1回当たり100円以上。 ●100円単位(ただし、目標式は1円単位)。
6. 支払方法	●満期日以後に一括してお支払いいたします。
7. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法 (6) 満期日以後の利息	●当初契約時の店頭表示の年利回りに年0.20%上乗せした利回りを満期日まで適用いたします。 ●満期日以後に一括してお支払いいたします。 ●計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算されます。 ●20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。 ●窓口にてお問合せください。 ●解約日における普通貯金の利率により計算されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	①普通貯金などからの自動振替による払込ができます。 ②総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに0.5%を上乗せした利率)
10. 中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、下記の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)が適用されます。 【1】初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 ・解約日における普通貯金の利率。 【2】初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 ・当初契約時の年利回り×60%。 ※解約日における普通貯金利率を下限とします。
11. 貯金保険制度 (公的制度)	●保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. その他参考となる事項	●払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の年利回りに(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金をいただきます。 ●本定期積金のお取り扱いには、子ども手当のお受け取りをJA口座に指定したことをご確認をさせていただいた、支店の窓口のみとさせていただきます。